

国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程

平成16年度九大就規第23号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月30日
(令和4年度九大就規第56号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第48条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の安全・衛生管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括安全衛生管理者)

第2条 本学に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第10条に定めるところにより、職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、衛生推進者又は作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

(衛生管理者)

第3条 本学に、安衛法第12条に定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、安衛法第12条第1項で定める資格を有する者のうちから選任する。

3 衛生管理者は、前条第2項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業の方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じるものとする。

5 衛生管理者は、衛生に関する措置をなし得る権限を有する。

(衛生推進者)

第4条 本学に、安衛法第12条の2に定めるところにより、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、安衛法第12条の2その他関係法令で定める資格を有する者のうちから選任する。

3 衛生推進者は、第2条第2項各号の業務のうち衛生に係る業務を担当する。

(野外実験等の場合の体制)

第5条 職員が、野外における実験等の業務を行うときは、当該業務における衛生管理又は安全管理の責任者を置く。

(産業医等)

第6条 本学に、安衛法第13条に定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、安衛法第13条で定める資格を有する医師である職員のうちから指名し、又は医師である者に委嘱するものとする。

3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行う。

- (1) 健康診断及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 安衛法第66条の8第1項で定める面接指導及び第66条の9で定める必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 安衛法第66条の10第1項で定める心理的負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項で定める面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措

置に関すること。

- (4) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (5) 作業の管理に関すること。
 - (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (7) 衛生教育に関すること。
 - (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - (9) その他職員の健康管理に関すること。
- 4 産業医は、職員の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。
- 5 産業医は、第3項各号に掲げる事項について、本学又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。なお、本学又は総括安全衛生管理者に対して勧告しようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、本学又は総括安全衛生管理者の意見を求めるものとする。
- 6 本学又は総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にある場合は、その旨及びその理由）を安全衛生委員会に報告するものとする。
- 7 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じるものとする。
- 8 産業医は、第3項に定める事項をなし得る権限を有する。なお、当該権限には、第3項各号に掲げる事項に係る次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。
- (1) 本学又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
 - (2) 第3項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集すること。
 - (3) 職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

（作業主任者）

第7条 本学に、安衛法第14条に定めるところにより、作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、安衛法第14条で定める資格を有する者のうちから選任する。
- 3 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 作業に従事する職員を指揮すること。
 - (2) 労働災害の防止に関する措置に関すること。

（防火・防災管理者）

第8条 本学に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条及び第36条に定めるところにより、防火・防災管理者を置く。

- 2 防火・防災管理者は、法令で定める資格を有する者のうちから選任する。
- 3 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 消防設備又は消防活動その他防災管理上必要な施設の点検及び整備に関すること。
 - (2) 消防計画の作成に関すること。
 - (3) その他防火・防災管理に関すること。

（安全・衛生委員会の設置）

第9条 本学に、安衛法第18条に定めるところにより、安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、職場の安全・衛生に関する次の事項を総合的に調査審議し、本学に意見を具申する。
 - (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 - (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
 - (5) 危険性及び有害性等の調査並びにこれらの結果に対する対策の樹立に関すること。

- (6) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 - (7) 安全教育及び衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 - (8) 職場環境の測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
 - (9) 定期又は臨時の健康診断並びに医師の診断、診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
 - (10) 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。
 - (11) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
 - (12) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
 - (13) 厚生労働大臣等からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険又は健康障害の防止に関すること。
 - (14) その他職員の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。
- 3 産業医は、委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。
- 4 委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、遅滞なく、委員会における議事の概要を職員に周知するものとする。
- (1) 委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会における議事で重要なもの
(作業環境測定)
- 第10条 適正な作業環境を確保し、職員の健康を保持するために、安衛法第65条に定めるところにより、作業環境測定を実施し、その結果を記録することとする。
(有害物質の使用等の制限)
- 第11条 安衛法第55条及び第56条に定めるところにより、職員に重度の健康障害を生ずる物又は生ずるおそれのある物を試験研究の目的で製造し、又は使用する場合は、あらかじめ、許可を得なければならない。
(健康診断の種類)
- 第12条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を行うものとする。
- (1) 雇入時健康診断
 - (2) 一般定期健康診断
 - (3) 特別定期健康診断
 - (4) 海外派遣職員健康診断
- 2 前項第1号の健康診断は、採用の際行う。ただし、職員が採用前3月以内に受けた医師による健康診断の結果を証明する書類を提出したときは、この限りでない。
- 3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、職員の全員を対象として定期的に行う。
- 4 第1項第3号の健康診断は、職員が次のいずれかに該当するときは、安衛法第66条その他関係法令で定める期間ごとに定期的に行う。
- (1) 安衛法第66条その他関係法令で定める特定の業務又は有害な業務に常時従事することとなったとき。
 - (2) 安衛法第66条その他関係法令で定める特定の業務又は有害な業務に現に従事しているとき。
- 5 第1項第4号の健康診断は、海外派遣研修等で6月以上の海外生活を予定して出国するとき及び6月以上の海外生活を終えて帰国したときに行う。
- 6 第1項第1号から第4号の健康診断の際、結核の発病のおそれがあると診断された職員に対し、その後おおむね6月後に別途健康診断を実施する。
(健康診断の項目)
- 第13条 健康診断は、次の各号に掲げる項目について行う。ただし、産業医が必要でないと認めた場合は、その一部を省略することができる。
- (1) 既往歴及び業務歴の調査
 - (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

- (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査
- (7) 肝機能検査
- (8) 血中脂質検査
- (9) 血糖検査
- (10) 尿検査
- (11) 心電図検査
- (12) その他必要と認められる検査

(健康診断受診の義務)

第14条 職員は、第12条に定める健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師による同条に規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

(健康管理指導区分の決定)

第15条 健康診断の結果により、健康管理上、生活規正面及び医療面の指導を必要と認めた職員については、産業医が別表1に定める区分に応じて指導区分の決定及び変更を行うものとする。

(事後措置)

第16条 前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表1の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じるものとする。

(就業禁止)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止するものとする。

- (1) 安衛法第68条において定める者
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第18条において定める者
- (3) その他産業医が就業不相当と認めた者

2 前項の規定により、職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聞くものとする。

3 第1項の就業禁止の期間は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。ただし、当該期間が長期にわたる場合は、基本給の半額を減ずることがある。

(ストレスチェック)

第18条 職員の心理的な負担の程度を把握するために、次の各号に掲げる項目について検査（以下「ストレスチェック」という。）を行うものとする。

- (1) 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目
- (2) 当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- (3) 職場における他の職員による当該労働者への支援に関する項目

2 本学は、前項の検査の結果に基づき医師による面接指導の申出を行った職員に対して、申出を行ったこと又は面接指導の結果を理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(健康診断等の結果の通知)

第19条 第12条第1項に定める健康診断及び前条に定めるストレスチェック（以下「健康診断等」という。）を受けた職員に対し、当該健康診断等の結果を通知するものとする。

(健康記録の管理)

第20条 健康診断等の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存するものとする。

(職員の努力義務)

第20条の2 職員は、安衛法第66条の7第2項及び第69条第2項その他関係法令並

びに本学が定める規則等に基づき、本学が行う指導及び措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(危険を防止するための措置)

第21条 次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

2 職員の作業行動から生ずる災害を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

(緊急事態に対する措置)

第22条 職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じるものとする。

(定期自主検査)

第23条 安衛法第45条に定めるところにより、ボイラーその他の機械等について、定期的に自主検査を実施し、その結果を記録することとする。

(秘密の保持)

第24条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、本学は、安衛法その他の法令により行うこととされている職員の安全衛生管理に関し、必要な措置等を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大就規第54号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大就規第22号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大就規第5号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大就規第32号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大就規第11号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第33号)

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則 (平成24年度九大就規第31号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第1号)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大就規第34号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大就規第49号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大就規第31号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第56号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第15条、第16条関係）

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行なつてよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行なう。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	